

社会福祉法人 広島県共同募金会

広域テーマ募金実施要綱

広島県共同募金会（以下「本会」という）は、「新しい支え合い」を実現するための取り組みを、「地域をつくる住民を応援する共同募金活用事業～じぶんの町を良くするしくみ～」とし、寄付者が使い道を指定できる使途選択募金（ドナーチョイス方式）を活用することにより、「広域テーマ募金」を実施する。

なお、「広域テーマ募金」は、参加団体が、本会と協働して、その活動の必要性をアピールしながら、広島県内において、共同募金運動を展開していく。

（趣旨）

第1条 本会は、喫緊に解決しなければならない社会課題等の解決のための支援として、既に広島県内において支援活動等を行っている団体の参加のもと、広域テーマ募金を実施する。

（目的）

第2条 広域テーマ募金は、参加団体が、県民に対し、社会課題等を解決する必要性を普及啓発すること及び参加団体の活動資金を支援する環境を整備することにより、社会課題等の解決の支援をすることを目的とする。

（広域テーマ募金検討委員会）

第3条 広域テーマ募金を遂行するために、本会内に、広域テーマ募金検討委員会（以下「本委員会」という）を設置する。

2 本委員会は、広島県社会福祉協議会、市区町社会福祉協議会及びNPO支援団体等と連携しながら、社会の状況や動向を充分把握し、参加団体及びその事業を積極的に支援し、地域社会の理解と賛同が得られるように配慮するものとする。

（広域テーマ募金のプロジェクト）

第4条 広域テーマ募金は、社会課題解決プロジェクトとする。

社会課題解決プロジェクトは、喫緊に解決しなければならない社会課題として、次の活動をしている団体を対象とする。

- ① ニートにならないための活動及びニートになった人への支援活動
- ② 自殺予防活動
- ③ 虐待防止活動及び虐待を受けている人への保護活動
- ④ 難病者への支援活動
- ⑤ 防災と災害被災者への支援活動
- ⑥ 犯罪被害者家族等への支援活動
- ⑦ 障害児者への支援活動
- ⑧ その他 社会課題を解決する活動

（参加対象団体の要件）

第5条 広域テーマ募金に参加できる団体は、次の要件を満たした団体とする。

- ① 広島県内が主な活動の場である非営利活動団体であること。なお、法人格の有無は問わない。
- ② 3人以上の会員で組織し、団体としての活動実績が1年以上であること。但し、学生サークル等の場合、所属大学等の推薦があれば、1年未満でも可とする。

- ③ 団体の運営に関する規則（会則、定款等）があること。
- ④ 政治活動、宗教活動を主な目的とした団体でないこと。
- ⑤ 共同募金運動を通して、自団体の社会課題の解決活動を広く普及できること。

（参加団体の配分の内容）

- 第6条** 参加団体は、社会課題等を解決する必要性を広く県民にアピールしながら、その活動資金を調達するために、赤い羽根共同募金の使途選択募金への協力を呼びかける。この使途選択募金が、本会を通じて、当該団体の活動資金として配分される。なお、当該配分要領は別に定める。
- 2 本会は、参加団体の運動による使途選択募金に、当該配分要領に定めるマッチングギフトを加算して、参加団体に対し、共同募金配分金として交付する。
 - 3 配分対象となる経費は、社会課題等を解決する活動に関わる人件費、事務所運営費、事業費、備品購入等に使用することができる。
 - 4 参加団体は、事業年度終了後1月以内に、配分金の使途を明示した完了報告書を提出しなければならない。

（参加団体の活動の内容）

- 第7条** 参加団体は、次のような活動を行う。
- ① 使途選択募金による共同募金運動を1月1日から3月31日まで行う。
 - ② 前条第2項による本会からの配分金をもとに、次年度（4月1日から翌年3月31日まで）、社会課題等を解決する事業を行う。
- 2 参加団体は、本会が開催する運営会議等に必ず出席しなければならない。

（応募）

- 第8条** 参加を希望する団体は、別に定める参加応募用紙に必要事項を記入し、本会が指定する期日までに、次の添付書類とともに、本会に提出する。
- ① 団体の運営に関する規則（会則、定款等）及び役員名簿
 - ② 団体発行のパンフレット、ニュースレターなど
 - ③ その他 新聞記事等、団体をアピールできるもの

（選考）

- 第9条** 本委員会は、広域テーマ募金に参加を希望する団体に対し、一次選考として、期日までに提出された参加応募用紙及び添付書類による書類審査を行い、二次選考として、個別面接による選考を行い、8月末日までに参加団体を選考する。
- 2 二次選考に際し、対象の団体は、本会が指定する活動内容・予算等に関する書類を提出しなければならない。

（配分委員会の承認）

- 第10条** 前条第1項で選考された参加団体は、9月に開催される配分委員会において、広域テーマ募金の参加団体の承認を得なければならない。
- 2 参加団体は、11月末までに、別に定める配分金申請書を本会に提出し、12月に開催される配分委員会の承認を得なければならない。
 - 3 参加団体は、翌年4月末までに、別に定める配分金確定申請書を本会に提出し、同年5月に開催される配分委員会において、共同募金配分金交付の承認を得なければならない。また、直近に開催される理事会及び評議員会において、参加団体の配分金交付を決定する。

平成26年5月27日決定 同日施行

令和元年6月12日から施行する。

令和3年3月2日一部改正、同年4月1日から施行する。